事　務　連　絡
令和８年８月21日

各都道府県介護保険担当主管部（局）
各市区町村介護保険担当主管部（局）　御中

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課

令和８年度地域支援事業実施要綱等の改正点について

日頃より、介護保険行政に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

令和８年度の地域支援事業の実施にあたり、今般、下記通知の一部が改正されたところです。

つきましては、改正点について、別添のとおりまとめましたので、参考としていただくとともに、特段のご配慮をお願いいたします。

なお、「地域支援事業交付金の交付について」（平成 20 年５月 23 日付け厚生労働省発老第0523003 号厚生労働事務次官通知）の別紙「地域支援事業交付金交付要綱」についても一部改正を予定しておりますが、準備が整い次第発出させていただきますので、ご承知おきくださいますようお願いいたします。

記

１．「地域支援事業の実施について」（平成 18 年６月９日老発第　0609001 号厚生労働省老健局長通知）

２．「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインについて」（平成 27 年６月５日老発0605 第５号厚生労働省老健局長通知）

※　各通知の改正通知（新旧対照表）及び改正後全文は、以下の厚生労働省ホームページに掲載しています。

・総合事業の関係規定等

【照会先】
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
地域包括ケア推進係
TEL：03-5253-1111（内線 3986）

（別添）

令和８年度地域支援事業実施要綱等の改正点

「地域支援事業の実施について」（平成 18 年６月９日老発第 0609001 号厚生労働省老健局長通知）

１．以下の事業を創設

介護情報利活用事業（介護保険法第 115 条の 45 第２項第７号に掲げる事業）

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和５年法律第31号）【令和５年５月19日公布】
介護情報基盤の整備

社会保障審議会 介護保険部会（第113回） 令和６年７月８日 | 資料1（一部改変）

改正の趣旨

- 現在、利用者に関する介護情報等は、各介護事業所や自治体等に分散している。今般、医療・介護間の連携を強化しつつ、多様な主体が協同して高齢者を地域で支えていく地域包括ケアシステムを深化・推進するため、**自治体・利用者・介護事業所・医療機関等が介護情報等を電子的に閲覧できる情報基盤を整備**する。
- 具体的には、自治体、利用者、介護事業所・医療機関について、以下のような効果が期待される。
  - ✓ 自治体：利用者が受けている自立支援・重度化防止の取組の状況等を把握し、地域の実情に応じた介護保険事業の運営に活用。
  - ✓ 利用者：利用者が自身の介護情報を閲覧できることで、自身の自立支援・重度化防止の取組の推進に繋がる。
  - ✓ 介護事業者・医療機関：本人同意の下、介護情報等を適切に活用することで、利用者に提供する介護・医療サービスの質を向上。
    ※　さらに、紙でのやり取りが減り、事務負担が軽減される効果も期待される。
- こうした情報基盤の整備を、**保険者である市町村が実施主体であり、地域での自立した日常生活の支援を目的としている地域支援事業に位置付ける。**

改正の概要・施行期日

- 被保険者、介護事業者その他の関係者が当該被保険者に係る介護情報等を共有・活用することを促進する事業を**地域支援事業として位置付ける。**
- 市町村は、当該事業について、**医療保険者等と共同して国保連・支払基金に委託**できることとする。
- 施行期日：公布後４年以内の政令で定める日（令和８年４月１日）

<事業のイメージ> ※共有する情報の具体的な範囲や共有先については検討中。

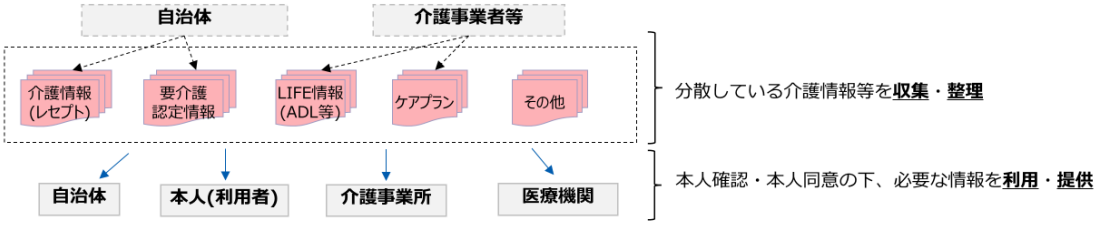

２．以下の事業において事業内容の変更を反映

（１）　生活支援体制整備事業のうち、「生活支援コーディネーターを中心とした相談支援連携体制構築事業」について、生活支援コーディネーターによる家族介護者に係る地域課題に対応するためのネットワークづくりの支援を拡充

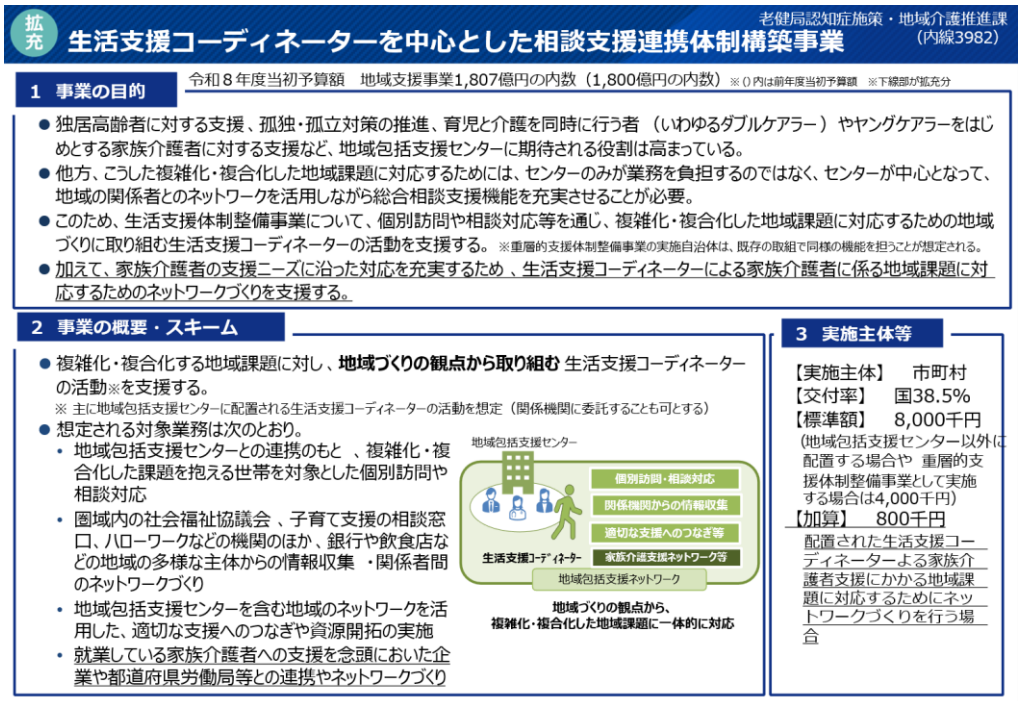

（２）　任意事業における「家族介護支援事業」について、企業による仕事と介護の両立支援の取組を踏まえ、家族の働き方の希望等に配慮した相談体制整備に資するよう家族介護者支援に係る相談窓口の設置や、企業等や家族介護者同士を含む地域全体でのネットワーク構築等に係るメニューの創設など再編・充実

３．その他

（１）　通いの場に参加する高齢者の割合の目標値の更新

（２）　誤記等の修正

「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインについて」（平成 27 年６月５日老発 0605 第５号厚生労働省老健局長通知）

１．生活支援コーディネーターを中心とした相談支援連携体制構築事業の拡充

生活支援体制整備事業のうち、生活支援コーディネーターを中心とした相談支援連携体制構築事業の拡充（家族介護者への支援）に伴い必要な文言を追記。

２．その他更新や語句修正等

１のほか、介護情報利活用事業創設に伴う地域支援事業の上限設定に関する事項や語句の修正等を反映。